

平成22年7月16日

梅川委員

政策医療

乙は、下記の政策的事業を実施するものとする。

救急医療

- 1、 生駒市内の2次輪番体制に参加すること。
- 2、 奈良県の小児科2次輪番体制に参加する事。
- 3、 生駒市の休日夜間診療体制の後方支援を行う事。
- 4、 生駒市内の、1次・2次医療機関の後方支援を行う事。

災害時医療

- 1、 災害発生時、被災地内の傷病者等の受け入れ及び、搬出並びに被災地への医師・看護師の派遣を行う事。
- 2、 感染症・テロ行為や、放射性物質・化学物質の漏出事故等の突発的な健康被害に対応する事。

診療科目

- 1、 生駒市内に不足する診療科目等を既存の医療機関と協議・検討しその充実を諮る。

地域医療連携

- 1、 地域医療連携室を設置する事。
- 2、 生駒市内の、1次・2次医療機関の後方支援を行う事
- 3、 専門医が診療を担当する事。
- 4、 常に地域の医療体制を協議し、専門性を重視し、積極的に連携を行う事。
- 5、 患者や市民に対し、常に生駒市内の医療体制を市民に提供し地域医療に対する啓発活動・情報提供活動等を行う事。
- 6、 市民参加の推進を行う為、医療情報・経営情報の情報公開の推進を図る事。
- 7、 市民の意見を尊重し、改善の努力を行う事。